

四日市市告示第 581 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 7 年 12 月 19 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

水沢町地内における土壤汚染について

2. 発表内容

令和 7 年 12 月 18 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、三重北農業協同組合（四日市市鶴の森 1 丁目 5 番 19 号 代表理事組合長 生川 秀治）から同組合所有地（四日市市水沢町 2952 番地 1）において土壤汚染を発見した旨の届出がありました。

届出者によると、自主的に土壤・地下水調査を実施したところ、全 6 区画中 2 区画で「鉛及びその化合物」が土壤溶出量基準を超過しました（地点は別紙参照）。

また、当該物質については、地下水流向下流側において地下水の調査を行い、基準を満たしていることを確認しており、周辺環境への影響はないと考えられます。

なお、当該地はガソリンスタンド跡地であり、汚染の原因として過去に有鉛ガソリンを取り扱っていたことが考えられます。

< 土壤調査結果（溶出量） >

| 物質名 | 最大検出濃度 （土壤溶出量基準の倍数） | 土壤溶出量基準 |
|----------|------------------------|----------|
| 鉛及びその化合物 | 0.016mg/L（1.6倍） | 0.01mg/L |

※ 汚染区画はコンクリートによって被覆されており、雨水浸透は防止されています。

3. 事業者の対応方針

地下水流向下流側の観測井戸における地下水モニタリングを継続して実施します。

4. 四日市市の対応方針

- （1）12 月 19 日に現地確認を行います。
- （2）土壤汚染対策が適切に実施されるよう指導していきます。

5. 届出内容の問い合わせ

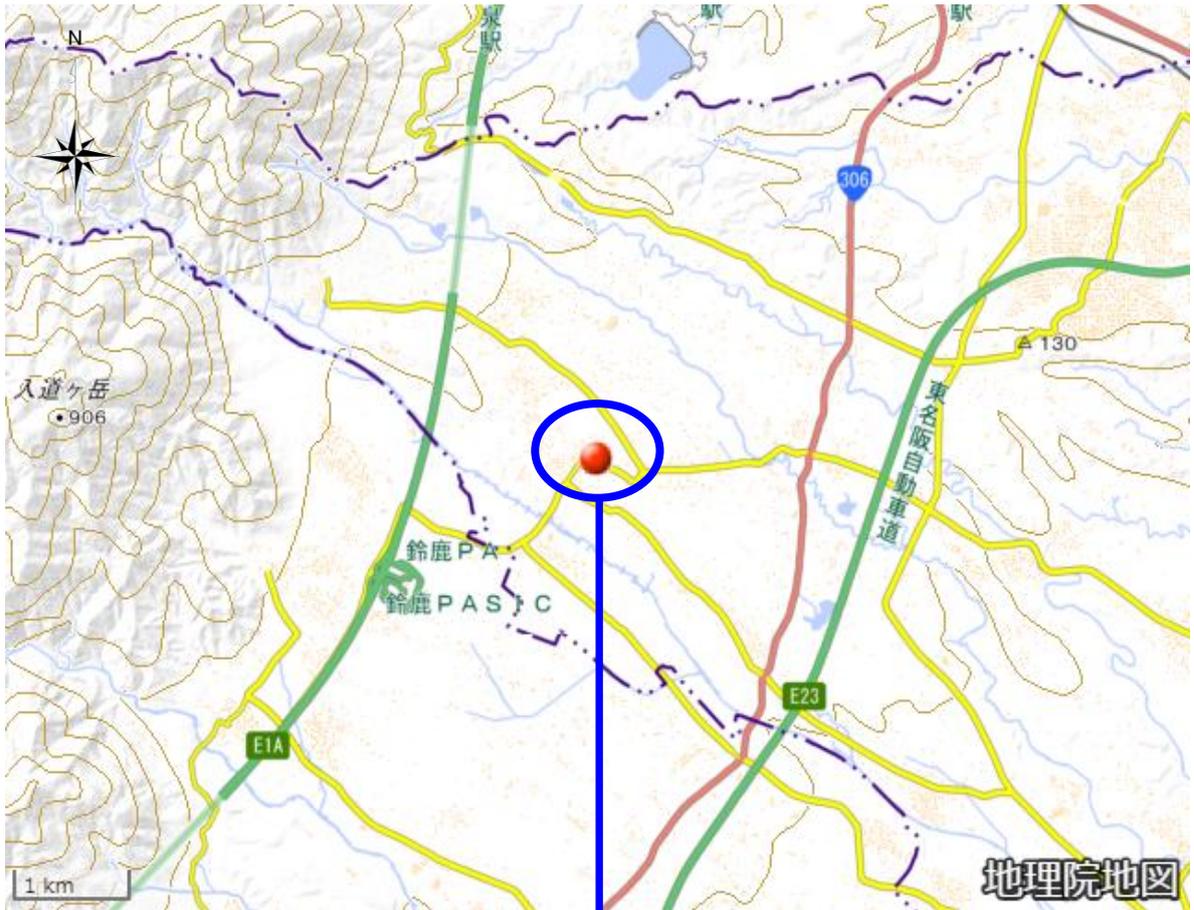
三重北農業協同組合 総務部 総務課

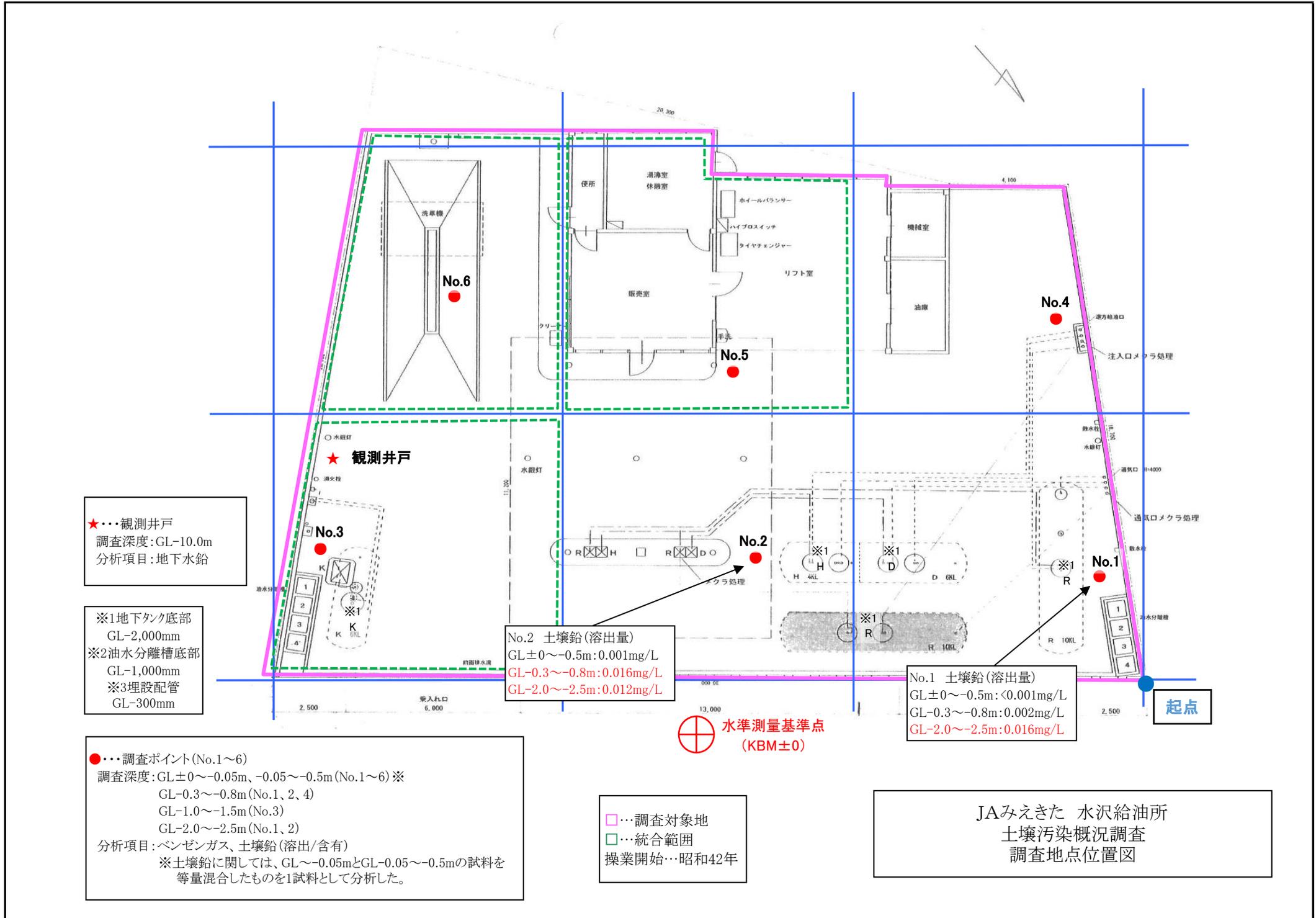
電話：059 - 354 - 8888

（環境部環境政策課）

調査地案内図

JAみえきた 水沢給油所
三重県四日市市水沢町2952番地1





★...観測井戸
 調査深度: GL-10.0m
 分析項目: 地下水鉛

※1地下タンク底部
 GL-2,000mm
 ※2油水分離槽底部
 GL-1,000mm
 ※3埋設配管
 GL-300mm

●...調査ポイント(No.1~6)
 調査深度: GL±0~-0.05m、-0.05~-0.5m(No.1~6) ※
 GL-0.3~-0.8m(No.1、2、4)
 GL-1.0~-1.5m(No.3)
 GL-2.0~-2.5m(No.1、2)
 分析項目: ベンゼンガス、土壤鉛(溶出/含有)
 ※土壤鉛に関しては、GL~-0.05mとGL-0.05~-0.5mの試料を
 等量混合したものを1試料として分析した。

No.2 土壤鉛(溶出量)
 GL±0~-0.5m: 0.001mg/L
 GL-0.3~-0.8m: 0.016mg/L
 GL-2.0~-2.5m: 0.012mg/L

No.1 土壤鉛(溶出量)
 GL±0~-0.5m: <0.001mg/L
 GL-0.3~-0.8m: 0.002mg/L
 GL-2.0~-2.5m: 0.016mg/L

□...調査対象地
 □...統合範囲
 操業開始...昭和42年

⊕ 水準測量基準点
 (KBM±0)

JAみえきた 水沢給油所
 土壤汚染概況調査
 調査地点位置図